

社会福祉法人紀三福祉会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

2, 目標と取組内容

目標 男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。

〈取組内容〉

- ・令和7年4月～ 職員に対し育児休業に関する制度及び規則の周知を行う。
- ・令和7年7月～ 取得しやすい職場環境の整備と問題点の検討を行い、対策を実施する。
- ・令和7年10月～ 男性職員の育児休業を促進するため、配偶者が出産予定の男性職員に対し育児休業制度の説明を行い、取得を促す。

目標 紀三井寺苑看護部の平均残業時間を8時間以下とする。

〈取組内容〉

- ・令和7年4月～ 業務量の見直し、他部署への業務平準化の検討を行う。
- ・令和7年10月～ 業務内容の見直しにより抽出された問題点の改善を行う。

社会福祉法人 紀三福社会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

3, 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

4, 目標と取組内容

目標1 女性役職者(副主任以上)の割合を40%以上にする。

〈取組内容〉

- ・令和7年4月～ 役職者を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- ・令和7年10月～ 役職者候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施